

常陸河川国道事務所における河川利用Q & A 目次

No	分類	質問	
1	河川空間利用	基本事項	国土交通省が管理する区間及び範囲はどこ？
2			河川区域で禁止されていることや利用ルールはある？
3			河川区域では、どのような時に許認可が必要？
4			河川保全区域で制限されていることは何？
5	具体例	河川敷でバーベキューをしたいのですが、許可は必要？	
6		河川敷でキャンプをしたいのですが、許可は必要？	
7		河川敷で花火やたき火をしてもいい？制限や禁止している場所はある？	
8		河川敷でドローン・ラジコンは使用できますか？	
9		河川敷でゴルフの練習をしてもいいですか？	
10		河川敷で撮影を行いたいのですが許可は必要でしょうか？	
11		河川敷に耕作地があるのですが、だれでも耕作ができるのでしょうか？	
12		河原の石や竹を教材として使いたいのですが、採取するのに許可が必要でしょうか？	
13		河川区域内にある樹木や竹を伐採しても良いのでしょうか？	
14		イベント実施	500mごとに設置されているはずの距離標に広い区間と狭い区間があるのはなぜですか？
15	河川区域でイベント（花火大会やスポーツ大会）を開催するには手続きが必要？		
16	河川区域と水面を利用して、カヌー大会のイベントをしたいのですが、手続きが必要？		
17	河川区域で清掃のボランティアを行いたいのですが、手続きが必要？		
18	車両の乗り入れ	河川区域へ車の乗り入れをしても良い？	
19		車止めが設置されている道路に、バイクや自転車で通行しても良い？	
20		河川区域をオフロードバイクで走行するのは問題ない？	
21	利用制限	堤防上の道路には、なぜ車止めが設置されているのか？	
22		なぜ久慈川河口部は立ち入り禁止なのか？	
23	不行為対応	河川区域での危険行為に対して、国土交通省はどのように監視し、対処をしているの？	
24		危険行為や不法行為を見つけたら、どこに連絡すれば良いのでしょうか？	

Q1 国土交通省が管理する区間 及び 範囲はどこでしょうか？

A1 国土交通省は、那珂川河口から箒川合流点までの 85.5km、久慈川河口から辰ノ口堰までの 27.6km 及び 支川の一部を管理しています。

● 国土交通省が管理する区間

那珂川水系の管理区間は、以下の通りです。

那珂川：河口～箒川合流点まで（延長 85.5km）

涸沼川：那珂川合流点～涸沼まで（延長 8.0km）

桜川：那珂川合流点～千波大橋まで（延長 4.2km）

藤井川：那珂川合流点～藤井新橋まで（延長 1.8km）

久慈川水系の管理区間は、以下の通りです。

久慈川：河口～辰ノ口堰まで（延長 27.6km）

里川：久慈川合流点～里野宮堰まで（延長 9.7km）

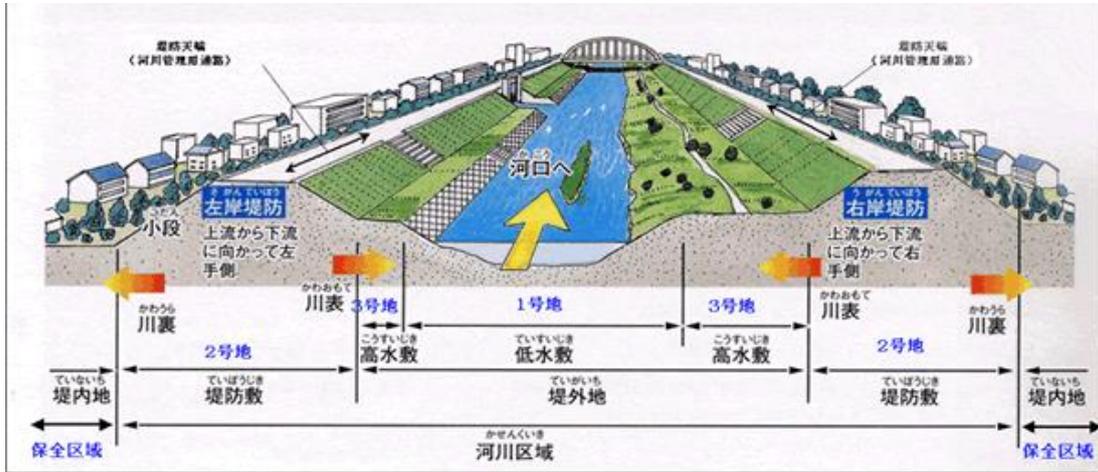
山田川：久慈川合流点～芦間堰まで（延長 10.5km）

上記以外の区間は、県 若しくは 市町村の管理区間です。



● 国土交通省が管理する範囲

河川には、河川を管理するために必要な「河川区域」と、堤防や護岸等の河川管理施設を守るために制限する「河川保全区域」があります。



河川区域及び河川保全区域

高水敷の土地利用は？

高水敷(3号地)は、土地所有者や利用状況等によって下記の4種に分けられます。

	国有地		国有地	民有地 及び 地方公共団体所有地
	(国有地)	(占用地)		
土地所有者	河川管理者 (国土交通省)		林野庁等	個人及び地方公共団体等
管理者	河川管理者 (国土交通省)	「河川法」の許可を得た施設管理者 (自治体等)	林野庁等	個人及び地方公共団体等
利用状況	—		水害防備林等	耕作地など

※河川区域内の全ての土地は、河川管理上必要な規制を行っています。

河川保全区域とは？

堤防や護岸は、現状の地形に対して安定するよう設計しており、隣接する土地が掘削されたり、重量建設物や水路や地下埋設物が設置されると、堤防や護岸の損傷に繋がる恐れがあります。

そのため、「河川保全区域」では、民有地も含めて一定の利用制限を設けています。河川保全区域は、下表を基本としていますが、現在は廃止している箇所もあります。

河川	河川保全区域	
	茨城県内	栃木県内
那珂川	堤防法尻から 10m	堤防法尻から 15m
久慈川	堤防法尻から 10m	-

Q2 河川区域で禁止されていることや利用ルールはありますか？

A2 河川区域は、原則として誰もが自由に利用することができます。
しかし、一部の用途に対しては、利用制限や許可が必要な場合があります。

多くの方々が利用する場所であるため、河川管理上支障が出る恐れがある行為、他の利用者に迷惑をかける恐れのある行為は、利用を制限しています。
また、民有地も多く残っており、使用の際は土地所有所の了解が必要となります。

自由使用

他の利用者に迷惑をかけない用途であれば、誰でも自由に利用できます。
ただし、多人数での利用の場合は、事前に管轄する出張所にご相談ください。



散策



カヌー



釣り等

危険・迷惑行為

※他の利用者に迷惑をかける恐れのある行為は、ご遠慮ください。

例) 自転車の高速走行
水上バイク禁止エリア
の侵入
オフロードバイク走行
直火バーベキュー
犬の放し飼い
夜間の騒音 等



ゴルフ練習



水上バイク走行

利用制限

下記行為は、河川管理上の支障が生じる恐れがあるため、河川法により利用を制限しています。

⇒Q3へ

- 河川区域の水を取水すること
- 河川区域を排他・独占的に使用すること
- 河川区域の砂利やヨシ等を採取すること
- 河川区域に工作物を設置すること
- 河川区域の土地の形状を変更すること

※河川保全区域は、別途の利用制限を行っています。⇒Q4へ



河川敷の運動場

Q3 河川区域では、どのような時に許可が必要でしょうか？
手続き方法を教えてください。

A3 河川区域内の土地等を特定の者が排他・独占的に利用する場合、河川の効用に影響を及ぼす恐れがある場合には、河川管理者の許可が必要です。

● 許可が必要な場合

河川区域では、河川管理行為や多くの利用者への影響を未然に防止するため、以下の行為を行う場合は河川管理者の許可が必要です。

(河川保全区域では、別の基準が設けられています。Q4をご確認ください。)

特定の者が排他・独占的に利用する場合

河川管理者が管理する河川区域内において
下記のような利用を行う場合は、「河川法」の許可が必要です。

- ・ 河川の水を取水すること [河川法第23条]
- ・ 河川区域内の土地を継続的に占有して使用すること (区民所有地を除く)
(例：公園・グラウンドなど) [河川法第24条]
- ・ 河川区域内の砂利やヨシ等の河川産出物を採取すること [河川法第25条]

河川の効用に影響を及ぼす恐れがある場合

洪水や高潮等に対する安全性 及び 公共の安全・秩序を確保するため、
河川区域 及び 河川保全区域において下記のような利用を行う場合は「河川法」の許可が必要です。

- ・ 河川区域内に工作物を設置すること [河川法第26条]
- ・ 河川区域内の土地の形状を変更すること [河川法第27条]

一時的に、排他・独占的に利用する場合 (一時使用)

河川管理者が所有する土地 (民有地・占用地を除く) において、多人数が集まる花火大会やイベント等として排他的・独占的に使用する場合は、「一時占有」か「一時使用届」の提出が必要です。

ただし、使用形態等により許可の必要性が異なりますので、事前に管轄する出張所にお問い合わせ下さい。

※ 散歩やサイクリング等の一般的な利用に許可は必要ありません。

● 許可の手続き方法

河川許可等申請では、内容によって申請書類が異なります。

申請書の様式や記入内容等は、管轄する出張所にお問い合わせください。

(管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)

申請に伴う 事前相談

申請しようとする内容について、事前に管轄出張所にご相談ください。申請に必要な書類や図面の作成方法等について、ご説明いたします。

申 請

下記書類を、管轄出張所に提出してください。

- ・許可申請書（甲）及び（乙）※
- ・事業計画概要書
- ・位置図（原則 5 万分の 1 程度）
- ・占用する土地の実測平面図
- ・工作物の設計図（堤防との関係を示した図面）
- ・工程表
- ・占用する土地の面積を計算した書類及びその丈量図
- ・他の行政機関の許可が必要な場合はその許可書（写）
- ・現況写真
- ・洪水時の撤去計画書
- ・その他参考となる書類
- ・当該申請書類の副本

※申請内容によって、必要書類が異なりますので、事前に管轄する出張所にお問い合わせ下さい。

受 付

審 査

管轄出張所、事務所で許可の基準に合っているかを審査します。申請書に不備等がある場合は、申請者に訂正や追加を求めます。申請内容が許可の基準に合っていないと判断される場合は、申請内容の見直しを申請者に求めます。

許 可

許可が下りるまでは、申請内容の行為等を行うことは認められません。通常、申請から許可までに3ヶ月程度の時間を要します。時間に余裕を持って、申請手続きをお願いいたします。

※ 許可申請書

常陸河川国道事務所ホームページの「手続き・申請」をご確認ください。

(手続き・申請 http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi_index018.html)

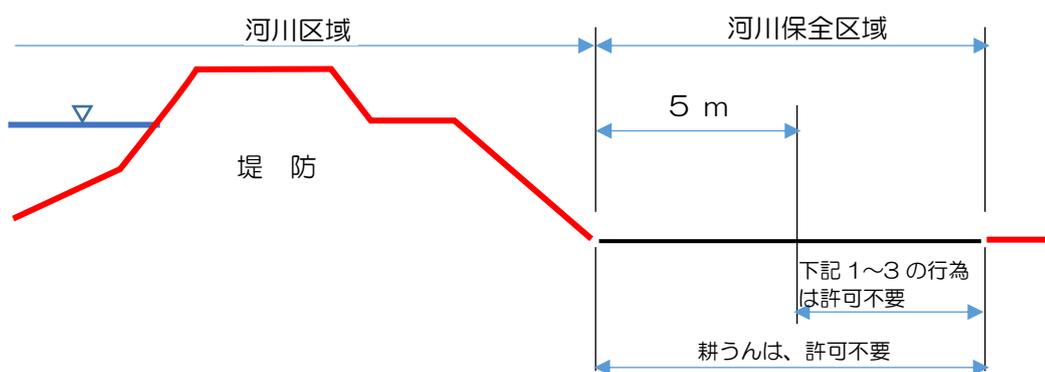
Q4 河川保全区域で制限されていることは何でしょうか？
区域内で作業をする際には、どんな手続きが必要でしょうか？

A4 河川管理施設(堤防等)を保全するため、堤防法尻から一定区間を「河川保全区域」と設定し、一定の利用制限を設けています。

● 河川保全区域の利用制限

「河川保全区域」において下記の行為をする際には、事前に河川法第55条の許可が必要です。河川保全区域の範囲については、Q1をご確認ください。

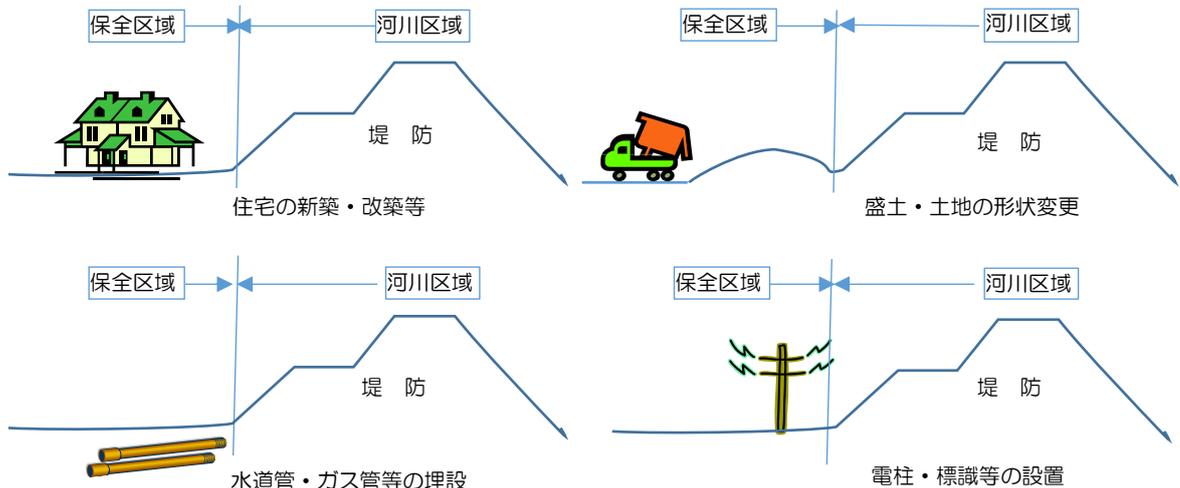
1. 土地の掘削、盛土、その他土地の形状を変更する行為
2. 工作物の新設、または改築



※堤防から5m以上離れた場所では、以下の行為は許可を要しない。

1. 延長20m未満かつ高さ3m以内の盛土
2. 深さ1m以内の土地の掘削
3. 工作物の新築または改築。
(コンクリート造、石造等の堅固なもの及び貯水池、水路等水が浸透する恐れがあるものは、許可が必要)

申請が必要な事項(一例)



● 許可の手続き方法

「河川保全区域」において下記の行為をする際には、事前に河川法第55条の許可が必要です。

申請に伴う 事前相談

申請しようとする内容について、事前に管轄出張所にご相談ください。申請に必要な書類や図面等に作成方法等について、ご説明いたします。

申請

下記書類を、管轄出張所に提出してください。

- ・河川法第55条許可申請書（甲）及び（河川保全区域内での行為）
- ・事業計画概要書
- ・位置図（原則5万分の1程度）
- ・実測平面図（堤防との関係を明らかとする）
- ・横断図（堤防との関係を明らかとする）
- ・構造図（堤防との関係を明らかとする）
- ・工程表
- ・公図及び土地の権原を示す書面
- ・他の行政機関の許可が必要な場合はその許可書（写）
- ・現況写真
- ・その他参考となる書類
- ・当該申請書類の副本（1部）

※申請内容によって、必要書類が異なりますので、事前に管轄する出張所にお問い合わせ下さい。

受付

審査

管轄出張所、事務所で許可の基準に合っているかを審査します。申請書に不備等がある場合は、申請者に訂正や追加を求めます。申請内容が許可の基準に合っていないと判断される場合は、申請内容の見直しを申請者に求めます。

許可

許可が下りるまでは、申請内容の行為等を行うことは認められません。通常、申請から許可までに3ヶ月程度の時間を要します。時間に余裕を持って、申請手続きをお願いいたします。

Q5 河川敷でバーベキューをしたいのですが、許可は必要でしょうか？

A5 一般の河川敷(占用地・民有地を除く)では、許可は不要です。
他の利用者や近隣住民に迷惑をかけないように、マナーを守ってご利用ください。

● 一般の河川敷(占用地・民有地を除く)

公園等以外の一般の河川敷については、基本的には自由使用となっていますので、バーベキューの利用に手続きは不要です。

下記の注意点を守り、安全にご利用してください。



【注意点】

- 直火をたくことは禁止していますので、カセットコンロ等を使用し、地面に熱が伝わらないようにして下さい。
- 火の取扱い、後始末には十分お気をつけ下さい。
- 鉄板等を川で洗ったり、ゴミや汚れを流したりすることはおやめ下さい。
- ゴミはお持ち帰り下さい。
- 天気予報等に注意し、河川の増水等には十分お気をつけ下さい。
- 他の利用者や、周辺住民の方もおられます。利用の仕方や利用時間等にご配慮をお願いします。
- 皆さんがきれいに楽しく河川敷を使えるよう、マナーを守ったご利用をお願いします。



※多人数で利用する場合は、「一時使用届」の提出が必要な場合があります。まずは、管轄する出張所へご相談ください。

(管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)

● 占用地(公園や広場、運動場など)

河川敷にある公園や広場、運動場等は、地元自治体などが許可を受けて施設を設置・整備した場所です。

ここを利用する場合には、公園等の利用ルールがあるので、施設の管理者に確認が必要です。(火気の使用が禁止されている場所もあります。)

Q6 河川敷でキャンプをしたいのですが、許可は必要でしょうか？

A6 一般の河川敷(占用地・民有地を除く)でのキャンプは、許可は不要です。
他の利用者や近隣住民に迷惑をかけないように、マナーを守ってご利用ください。

一般の河川敷でのキャンプは、特に許可をとっていただく必要はありません。(公園や広場等の占用地では、施設管理者にご確認ください。)

騒音やゴミの散乱など、他の河川利用の方(釣り人など)や付近住民の方々に迷惑のかからないよう、マナーを守ったご利用をお願いします。



キャンプ

なお、特に夏場は、上流での雷等のゲリラ豪雨に伴う急な出水も考えられます。
下記の雨量・水位情報や天気予報等をご確認の上、安全に十分気をつけて楽しんでください。

情報提供	アクセス方法
常陸河川国道事務所 テレホンサービス (雨量・水位情報)	029-240-4102
雨量水位モバイル情報 [携帯電話]	http://i.river.go.jp/ 
リアルタイム 雨量・水位情報 [PC]	http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00084.html
川の防災情報 [PC]	http://www.river.go.jp/

※多人数で利用する場合は、「一時使用届」の提出が必要な場合があります。まずは、管轄する出張所へご相談ください。

(管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)

Q7 河川敷で花火やたき火をしてもいいですか？
また、制限や禁止している場所がありますか？

A7 一般の河川敷(占用地・民有地を除く)では、花火やたき火は禁止していません。
他の利用者や近隣住民に迷惑をかけないように、マナーを守ってご利用ください。

占用地や民有地を除く一般の河川敷における花火やたき火については、一般的には制限や禁止などはありません。

また、河川敷によっては市町村の管理する公園となっている場所があります。場所によっては、花火等は禁止されている場所もありますので、案内看板等をご確認ください。

利用される場合は、下記の注意点を守り、安全にご利用してください。



【注意点】

- 地面等に直接に火があたらないようにしてください。(焼け跡が残り、植生などに悪影響。)
- 火の取扱い、後始末には十分お気をつけ下さい。
- ゴミはお持ち帰り下さい。
- 天気予報等に注意し、河川の増水等には十分お気をつけ下さい。
- 他の利用者や、周辺住民の方もおられます。煙や灰、騒音など、利用の仕方や利用時間等にご配慮をお願いします。
- 皆さんがきれいに楽しく河川敷を使えるよう、マナーを守ったご利用をお願いします。



※多人数で利用する場合は、「一時使用届」の提出が必要な場合があります。まずは、管轄する出張所へご相談ください。

(管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)

Q8 河川敷でドローン・ラジコンは使用できますか？**A8 河川区域内の土地及び河川上空では、無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の使用を禁止していません。**

河川区域内の土地及び河川上空(河川区域内の上空)では、無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の使用を禁止しておりません。

ただし、使用のために工作物(離発着・中継等のための施設等)を設置したり、芝刈りを行ったり、他の利用者に迷惑をかける行為は河川法で規制されています。また、河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)があることから、土地所有者に確認することは必要となります。

河川敷にある公園や広場等は、地元自治体などが許可を受けて施設を設置・整備した場所です。公園等の利用ルールでは無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の使用が禁止されている場合がありますので、案内看板や施設の管理者にご確認下さい。

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルールについては、国土交通省ホームページに掲載されておりますので、参考にしてください。

【無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール】

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)を使用される場合は、以下の注意点を守り、安全に利用してください。

【注意点】

- 騒音や危険な使用、夜間使用などは、他の利用者や近隣住民の迷惑となる恐れがあります。利用時間や利用方法等にご配慮をお願いいたします。
- 河川敷で危険な利用が行われている場合には、注意看板を設置したり、河川巡視などにより注意をおこなうことがあります。
- ゴミはお持ち帰り下さい。
- 天気予報等に注意し、河川の増水等には十分お気をつけ下さい。
- 皆さんがきれいに楽しく河川敷を使えるよう、マナーを守ったご利用をお願いします。

※イベントで利用する場合は、「一時使用届」の提出が必要な場合があります。まずは、管轄する出張所へご相談ください。

(管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi000008.html>)

Q9 河川敷でゴルフの練習をしてもいいですか？

A9 一般の河川敷(占用地・民有地を除く)では、ゴルフの練習を禁止しています。

河川敷でのゴルフの練習は、他の河川利用者に対して危険があるのでご遠慮頂いています。

河川敷でゴルフの練習のような危険な利用が行われている場合には、注意看板を設置したり、河川巡視などにより注意をおこなっています。

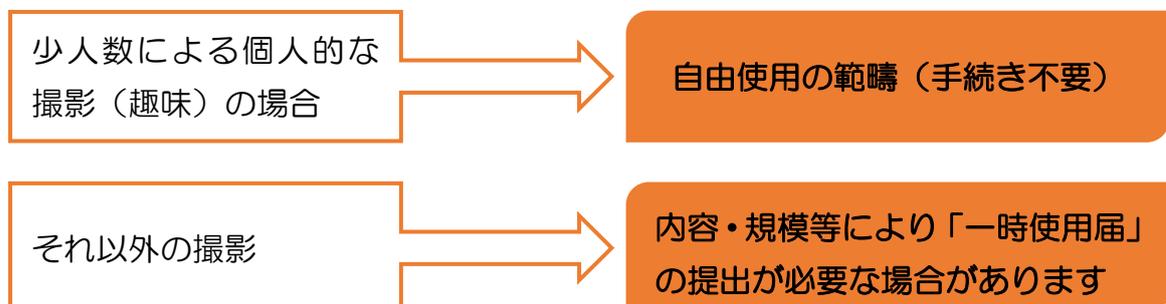


Q10 河川敷で撮影を行いたいのですが許可は必要でしょうか？

A10 一般の河川敷(占用地・民有地を除く)での個人的な撮影は、許可は不要です。テレビ撮影等の大規模な撮影は、「一時使用届」の提出が必要な場合があります。

● 一般の河川敷(占用地・民有地を除く)

公園やグラウンド等を除く河川敷での撮影については、内容・人数規模により許可の必要性が異なります。撮影場所を特定の上、管轄する出張所にご相談ください。(管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)



● 公園や広場、運動場など

河川敷にある公園や広場、運動場等は、地元自治体などが許可を受けて施設を設置・整備した場所です。

ここを利用する場合には、施設に記載された管理者に直接お問い合わせ下さい。

Q11 河川敷に耕作地があるのですが、あれは河川の近郊市民であれば、誰でも耕作ができるのでしょうか？

A11 個人的な耕作地としての使用は、許可していません。民有地として所有している方、官有地の占用許可受者のみ、耕作使用を認めています。

河川敷は、散策や運動など憩いの場としてどなたでも親しんでいただくべき空間ですので、個人的な耕作地としての使用は許可していません。

特例として、国土交通省が久慈川・那珂川の管理を始める前から耕作地として使用している方のみ、占用許可を与えて耕作地使用を認めています。

また、現在の河川敷には個人の所有地が残っている場所があり、これらを耕作地として使用している場合もあります。

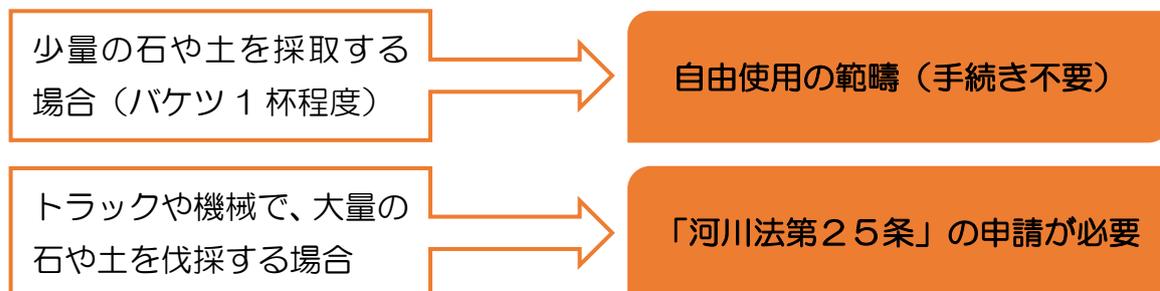
上記以外の場所で新たに耕作が行われている場合には、不法行為となりますので、注意看板を設置したり、河川巡視などにより注意を行っています。



Q12 河原の石や竹を教材として使いたいのですが、採取するのに許可が必要でしょうか？

A12 個人的に少量の石や土を採取する場合には、許可等は必要ありません。機械等で大量に石や土を採取する場合は、河川管理者の許可が必要です。

河川区域の土地における石や砂利、土、竹などの河川産出物は、基本的に土地所有者の財産とみなしています。そのため、以下の手続きが必要です。



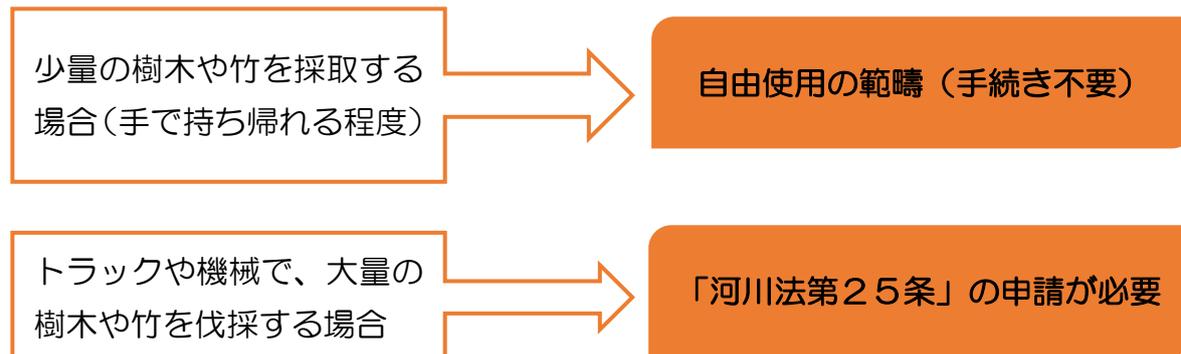
※申請手続きについては、Q3をご覧ください。

ただし、河川区域には個人所有の土地もたくさん残っており、そこからの石や竹の採取は所有者の許可が必要です。採取前に、管轄する出張所へお問い合わせ下さい。（管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>）

Q13 河川区域内にある樹木や竹を伐採しても良いでしょうか？

A13 個人的に少量の樹木や竹を採取する場合には、許可等は必要ありません。
機械等で大量に樹木や竹を採取する場合は、河川管理者の許可が必要です。

河川区域の土地における樹木や竹などの河川産出物は、基本的に土地所有者の財産とみなしています。そのため、以下の手続きが必要です。



※申請手続きについては、Q3をご覧ください。

ただし、河川区域には個人所有の土地もたくさん残っており、そこからの樹木や竹の採取は所有者の許可が必要です。採取前に、管轄する出張所へお問い合わせ下さい。(管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)

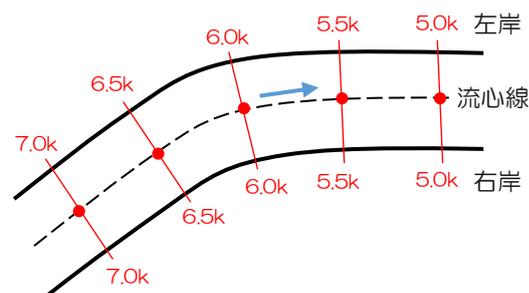
Q14 500mごとに設置されているはずの距離標に 広い区間と狭い区間があるのはなぜですか？

A14 河川の距離標は、流心線(中心線)を基準として距離を設定し、流心線と直角なライン上に距離標を設置しているため、間隔が異なります。

河川の位置を示す距離標は、河川の流心線(中心線)で河口や合流点からの距離を設定しています。

各距離において流心線と直角なライン上の堤防に距離標(キロ杭)を設置してます。

そのため、右図のように、直線区間である5.0~5.5kや6.5~7.0k区間は距離標の間隔が等しくなりますが、湾曲部である5.5~6.5kなどでは左岸側の距離標間隔が広く、右岸側の距離標間隔は狭くなります。



距離標の考え方

Q15 河川区域でイベント(花火大会やスポーツ大会)を開催するにはどのような手続きが必要でしょうか？

A15 多人数が集まり、排他・独占的に使用するイベントでは、「占用許可」若しくは「一時使用届」の手続きが必要です。

一般の河川敷では、多人数が集まり、排他・独占的に使用するイベントを行う際には、他の利用者との調整を図る必要や事故等が起きた場合の責任を明確にするため、事前に「占用許可」若しくは「一時使用届」の手続きが必要です。

規模・使用期間・工作物の設置等の有無などにより手続き方法が異なりますので、使用場所を特定の上、管轄する出張所へお問い合わせ下さい。

(管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)

項目	占用許可	一時使用届
内容	一時的なものであっても、大規模な仮設物の設置を伴ったり、排他独占的な使用を確保する必要があるもの	地域、学校等が実施する行事など、集团的、団体的な短期間の河川敷地の使用
条件	右記以外。	おおむね 1 週間以内のものであること
手続き	河川管理者に許可申請が必要。(Q3.参照)	管轄出張所長へ届け出が必要。
代表例	工事、やな場、仮設物を設置する各種スポーツ大会。コンサート・伝統的歴史的行事など	各種スポーツ大会、消防訓練、凧揚げ大会、仮設物を伴わない花火大会・映画等の撮影など

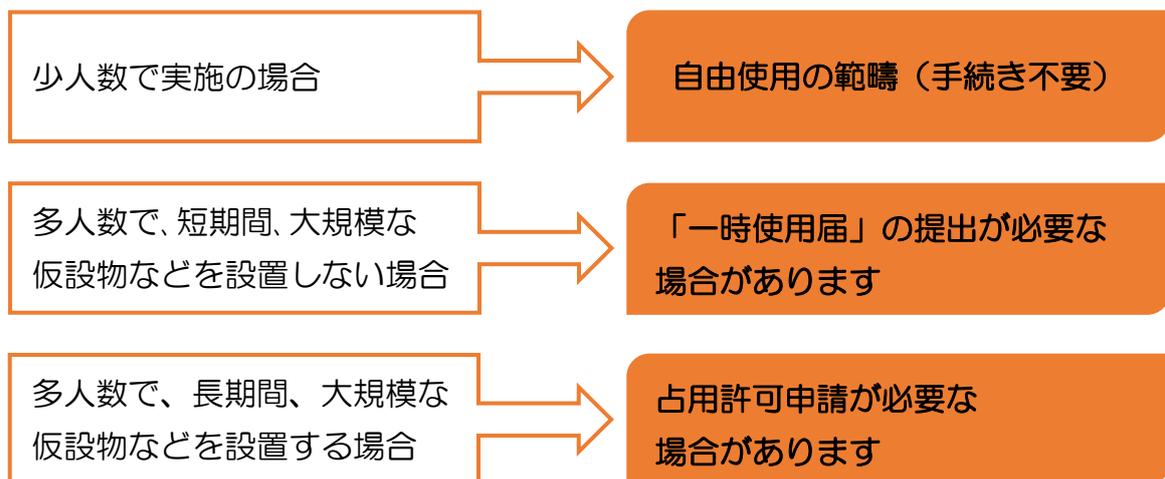
Q16 河川区域と水面を利用して、カヌー大会のイベントをしたいのですが、
 どのような手続きが必要でしょうか？

A16 イベントの規模・使用期間・工作物の設置等の有無により手続きが異なります。
 使用場所を特定の上、管轄する出張所へお問い合わせ下さい。

河川区域及び水面を利用してカヌー大会等のイベントを実施する場合は、規模・使用期間・工作物の設置等の有無などにより手続き方法が異なります。

使用場所を特定の上、管轄する出張所へお問い合わせください。

(管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>)



※申請手続きについては、Q3 をご覧ください。

ただし、占用地（河川敷にある公園や広場、運動場等）は、地元自治体などが許可を受けて施設を設置・整備した場所です。ここを利用する場合には、施設に記載された管理者へ直接お問い合わせ下さい。

Q17 河川区域で清掃のボランティアを行いたいのですが、
どのような手続きが必要でしょうか？

A17 活動の参加人数などにより手続き方法が異なります。
使用場所を特定の上、管轄出張所へお問い合わせ下さい。

河川区域で清掃ボランティア等の活動を実施する場合は、参加人数などにより手続き方法が異なります。



なお、常陸河川国道事務所では、流域 13 市町村と共同で、河川愛護月間の7月の日曜日に『久慈川・那珂川水系一斉クリーン作戦』を実施しています。

7月初旬に事務所ホームページの「最新のお知らせ」で開催の案内をしていますので、ぜひご参加ください。

河川区域で清掃等のボランティアを実施している活動団体等もご紹介できます。まずは、管轄する出張所にご相談ください。

（管轄出張所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00008.html>）

Q18 河川区域へ車の乗り入れをしても良いでしょうか？

A18 車止めが設置してある箇所では、河川区域への車の乗り入れを禁止しています。

堤防及び河川敷では、堤防の保護、洪水時等の緊急対応、環境保全、ゴミの不法投棄や長期駐車防止等の理由により、車止めを設置して車の進入を禁止しています。

ただし、河川敷にある公園や運動場などに付属する駐車場は、地元自治体などが許可を受けて施設を設置・整備した場所です。それらの駐車場利用に関するお問い合わせは、施設の管理者へお願いします。

Q19 車止めが設置されている道路に、バイクや自転車で通行しても良いのでしょうか？

A19 車止めが設置されている道路は、車での通行はご遠慮ください。
バイクや自転車、歩行者は、自由に通行していただけます。

車止めは、河川管理用道路の一般車両の走行を制限するために設置しています。

そのため、車止めが設置してある道路では、車での通行は、ご遠慮ください。

また、バイクや自転車、歩行者は、自由に通行していただけます。

ただし、近年、スポーツサイクル等による事故が増えています。スピードの出しすぎなどの危険行為は、他の利用者の方々の迷惑となりますので、ご遠慮ください。



車止め

Q20 河川区域をオフロードバイクで走行するのは問題ないのでしょうか？

A20 オフロードバイクでの走行は、他の利用者にとって危険・迷惑行為であるため、禁止しています。

オフロードバイクによる河川敷の走行は、堤防等の河川管理施設を損傷する恐れがあり、他の利用者にとっても危険で迷惑と感じる行為であるため、河川区域でのオフロードバイク走行は禁止しています。

河川敷でオフロードバイクの走行が確認された場合は、注意看板を設置したり、河川巡視などにより注意をおこなっています。



オフロードバイク

Q21 堤防上の道路は、なぜ車止めが設置されているのでしょうか？**A21 河川敷を安全に利用していただくため、及び 日常的な河川管理や大規模災害時の対応をスムーズに行うために、車止めを設置しています。**

車止めは、河川敷や公園へのバイクや自動車の進入や走行を制限するとともに、河川管理施設の損傷等を防止し、河川敷を安全・快適に利用していただくために設置しています。

また、堤防上の道路は、日常的な河川管理 及び洪水や地震等の大規模災害時に堤防の復旧や緊急車両の移動をスムーズに行うための機能を担っています。

そのため、必要なときに河川管理者等が支障なく通行できるように、車止めを設置し、一般の方々の車両通行を制限しています。

河川利用者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。



河川巡視

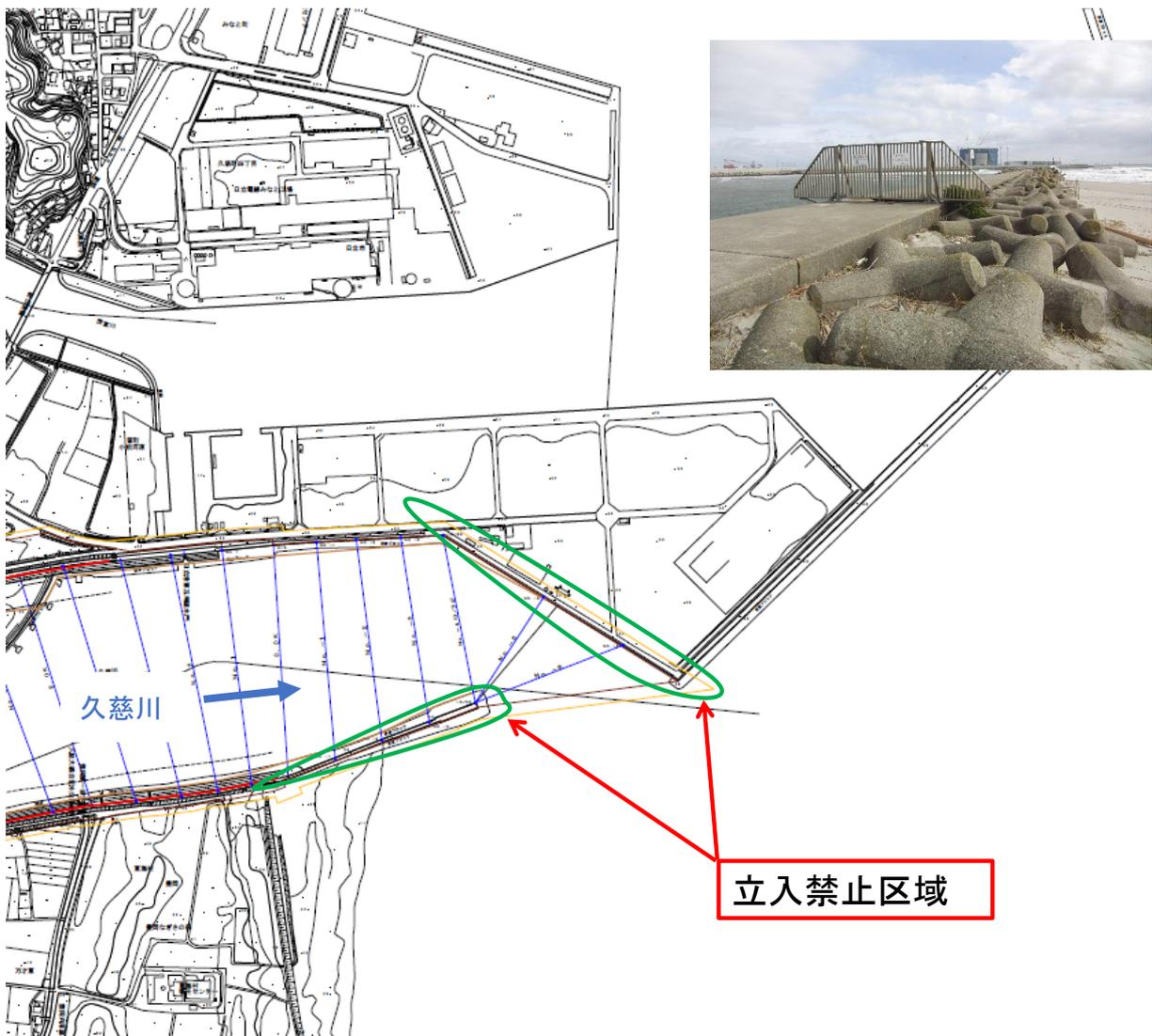


水防活動写真

Q22 なぜ久慈川河口部は立ち入り禁止なのでしょうか？**A22** 利用者の安全確保のため、人や車両の進入を禁止しています。

久慈川の河口部は、普段から波が高いため釣り等による利用は危険が伴います。そのため、河川管理者として、久慈川河口部の導流堤（両岸）への釣り人の立ち入りを禁止しています。

なお、その周辺の堤防や埠頭は管理者が異なりますが、久慈川河口部同様に立入禁止区域となっている箇所があります。現場に設置されている看板や柵等の指示に従ってご利用ください。



Q23 河川区域での危険行為に対して、国土交通省はどのように監視し、対処をしているのでしょうか？

A23 週に2～3回の河川巡視により、危険・迷惑行為を監視しています。危険・迷惑行為に対しては、注意看板や口頭注意により是正を図っています。

河川敷の自由使用において、ゴルフ練習や自転車の高速走行など、その利用が他の利用にとって危険、迷惑となる行為については、注意看板や河川巡視などの口頭注意により是正を図っています。

具体的には、常陸河川国道事務所が委託した河川巡視員が、週に2～3回、車や徒歩等で現場を巡視し、河川管理施設等の監視・点検と合わせて、危険・迷惑行為が行われていないか、確認を行っています。



河川巡視写真

Q24 危険行為や不法行為を見つけたら、どこに連絡すれば良いでしょうか？

A24 危険・不法行為が行われている場所(あるいは地先)を管轄する出張所にご連絡ください。

常陸河川国道事務所では、下図のとおり、那珂川水系を3出張所、久慈川水系を2出張所に分け、河川管理を行っています。

河川における危険行為や不法行為を発見された場合、その発見場所を管轄する出張所にご連絡ください。

